

認知症介護研究・研修東京センターの研究活動における 不正行為に関する取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センター（以下「センター」という。）における公正な研究活動の推進に関し必要な事項を定め、不正行為を防止し、厳正かつ適切な対応に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、東京センターにおいて研究活動を行う全ての者をいう。

2 この規程において「不正行為」とは、研究者が故意又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことより生じた次の各号に掲げる行為をいう。

- 一 捏造。存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- 二 改ざん。研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 三 盗用。他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解または適切な表示なく使用すること。
- 四 同じ研究成果の重複発表や論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ等。

第2章 研究者等の責務

(研究者等の責務)

第3条 研究者は、この規程を遵守すると共に、自らが研究活動における不正行為を行わないために必要な高度の研究者倫理を常に保持し、適正かつ公正な研究活動を行わなければならない。

2 研究者は、研究データを原則として5年間保存し、故意若しくは重大な過失による研究データの破棄や不適切な管理による紛失を防止しなければならない。なお保存に当たっては以下の点に留意する。

- 一 データ等は必ず鍵のかかる書庫等で保管し、鍵の管理を徹底する。
- 二 電子データ等は、ファイルごとにパスワードを設定し、インターネット等の外部との接続は切り離されたパソコン等で保存・管理する。

3 研究者は、この規程に定める事項及び第6条に定める研究倫理教育責任者の指示に従わなければならない。

4 研究者は、研究倫理教育を受講しなければならない。

5 研究者は、調査への協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。

6 研究者の研究活動を支援する業務を担う事務職等の職員は、第1項から第5項に示す責務を研究者と同じく負うものとする。

第3章 不正行為の防止に係る体制及び責務

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者としてセンター長を当てる。最高管理責任者はセンターの研究活動の管理全般に責任を負う。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者として副センター長を当てる。統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐して研究活動の管理に関する統括的な責任を持つ。

- 2 統括管理責任者は、研究者が管理する研究データの総括的責任を負うものとし、以下の管理等を行う。
 - 一 各研究者に対して第3条第2項に示すデータ管理の状況を定期的に確認する。
 - 二 例えば、外部から研究成果の説明などのために研究データの開示を求められた場合は、総括管理責任者がその必要性を斟酌した上で、データの開示を行う。この場合、当該研究の担当研究者へ開示を指示し、これを行わせることもできる。

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究倫理教育責任者として研究部長を当てる。研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示を受け、センターの研究者に対して計画的な倫理教育を実施するよう努める。

第4章 不正行為に係る告発等及び具体的な対応

(不正行為に係る告発)

- 第7条 センター職員又は外部の関係者が、センター研究者の不正行為を発見した場合又は不正行為の疑いをもった場合は、顕名によることを原則に、不正行為を行ったとする研究者、不正行為の態様等を示して、告発書(様式1)により、最高管理責任者に対して告発を行うものとする。なお、匿名による告発があった場合は、告発の内容に応じ、顕名の告発に準じて取扱うことができる。
- 2 統括管理責任者は前項の告発に至らない場合であっても不正行為に関する相談があった場合はこれに応じるものとする。

(告発等の受付)

第8条 告発等を受け付ける窓口を運営部に置く。対応等に関しては、「研究費等の不正使用に係る調査委員会実施要領」第3条及び第4条に準じて実施する。

(調査)

- 第9条 受け付けた告発等の内容について、合理的な信憑性の確認が必要なときは「研究費等の不正使用に係る調査委員会実施要領」第5条に準じて予備調査を実施する。
- 2 前項による確認の必要がない場合は、「研究費等の不正使用に係る調査委員会実施要領」第6条に準じて告発等の内容を明らかにするための調査を実施する。

第5章 調査委員会の運営等

(調査委員会の設置及び運営)

第10条 調査委員会の設置及び運営に関しては、「研究費等の不正使用に係る調査委員会実施要領」第7条から第14条までを準用する。

第6章 不正行為に対する措置

(報告等)

第11条 調査委員会により不正行為が確認された場合において最高管理責任者は、以下のとおり報告等を速やかに行うものとする。また、被告発者より不服申し立てがあった場合や再調査の必要が生じた場合も同様とする。

- 一 法人本部へ報告して、必要な指示を受けるものとする。
- 二 競争的研究資金や受託研究費等の外部関係機関から資金を受けている研究の場合は、当該関係機関及び関係省庁へ報告し、指示を受けるものとする。

(制裁等の措置)

第12条 不正行為に関わった職員については、社会福祉法人浴風会就業規則第11章の規定により制裁を行なうものとする。

- 2 不正行為に関する告発者および調査協力者に対しては、告発や情報提供を理由とする不利益を受けないように十分な配慮を行う。ただし、告発者が悪意による虚偽の告発であったと認定する場合は、虚偽の告発をした者に対して前項と同様の措置を講ずるものとする。
- 3 最高管理責任者は、発生した不正行為に対する措置を講じると共に、その事案ごとの防止策を検討して、関係者へ周知するものとする。

附 則

この規程は、平成30年3月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年〇月〇日に一部修正する。主な修正は以下の通り

- ① 第3条に第6項を追加。
- ② 第5条に第2項を追加。
- ③ 第11条第1項に被告発者からの不服申し立てに係る報告について追加記載。さらに同行第2号の報告先として、関係省庁を追記。

平成 年 月 日

認知症介護研究・研修東京センター長 様

告発者氏名： _____

所属先： _____

(電話番号： _____)

(メールアドレス： _____)

告 発 書

1. 研究者氏名

2. 不正行為の態様

3. 不正とする合理性のある理由